



3. 上位・関連計画の整理

【上位計画】

3-1. 尾張旭市総合計画

- 平成16年度から25年度を計画期間とする尾張旭市第四次総合計画では、「ともにつくる 元気あふれる 公園都市」を将来の都市像として位置付けており、「快適な生活を支えるまちづくり」を実現するため、「交通の円滑化と公共交通網の充実」として「公共交通網の充実」と「駅・駅周辺施設の充実」、そして「幹線道路交通の円滑化」と「交通バリアフリーの推進」を掲げ、あさび一号の運行を開始するとともに、旭前駅前広場や幹線道路の整備、尾張旭駅のバリアフリー化などに取り組んできました。
- こうした中、市民意向調査において「歩行者や自転車のための生活道路の整備」や「電車やバスなどの公共交通網の整備」に対する満足度が下位に位置付けられ、さらに一歩進んだ取り組みが求められるようになってきました。このため、平成26年度から35年度を計画期間として現在策定中の尾張旭市第五次総合計画では、「みんなで支えあう 緑と元気あふれる 住みよいまち 尾張旭」を将来都市像として位置付け、「快適に移動できる交通基盤の整備」として「公共交通による移動手段の確保」や「駅・駅周辺施設の整備」、そして「交通バリアフリーの推進」や「幹線道路整備の推進」、「生活道路の整備と維持」を掲げることを予定しています。

3-2. 尾張旭市都市計画マスタープラン

- 平成23年度から37年度を計画期間とする尾張旭市都市計画マスタープランは、「ともに育てる 笑顔とうるおい あふれるまち」を都市づくりのテーマとして位置付け、都市づくりの理念の「活力とやすらぎのあるまちづくり」を実現するための施策として、交通に関する各方針を掲げています。
- 将来都市構造の中では、鉄道駅を交通結節機能を持つ拠点、主要な幹線道路を活力軸と生活軸に位置付けています。
- 「交通体系の形成方針」としては、「総合的な交通ネットワークの形成」や生活道路も含めた「主要幹線道路網の形成」、鉄道やバスの利用促進等による「公共交通体系の確立」や駐輪場の整備等による「その他交通施設の整備」などを掲げています。
- 「公共交通体系の確立」においては、「人口減少、超高齢社会の到来への対応や、渋滞解消など環境面への負荷軽減を考慮し、長期的な視野に立った地域交通の未来像と、望ましいあり方に関する総合的な対策の検討を進める」、「誰もが移動しやすい持続可能なサービスが提供でき、まちに一体感が感じられる公共交通体系を実現するため、市民や有識者、交通事業者との協議、協働により、市営バスと、民間バス路線や鉄道との連携に努める」としています。
- 「高齢者や障がい者にやさしいまちづくりの方針」では、「誰もが活動しやすい都市空間の整備」として、「高齢者や障がいのある人などが、安心して移動できるよう歩道の設置や段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置を進めるほか、すべての人が利用しやすいデザインの普及を促進します。特に駅周辺や公園など拠点となる地区においては、重点的に進めるとともに、無電柱化の取り組みについて研究する」としています。また、「誰もが利用しやすい公共交通機関の充実」として、「駅舎におけるエレベーターやエスカレーターの整備など、駅周辺の歩行環境の改善を図り、高齢者や障がい者などが利用しやすい整備を進める」としています。

図 3-1 都市構造図



【関連計画】

3-3. 尾張旭市健康都市プログラム

- WHO健康都市連合の設立メンバーである本市の健康都市施策の基本的な考え方や方向性を示すものとして、平成17年度に策定された尾張旭市健康都市プログラムでは、「寝たきりにさせないまち」「外に出かけたくなるまち」「住み続けたくなるまち」という3つの目標を掲げ、その目標ごとに尾張旭市第四次総合計画の各種施策・事業を体系化し、保健・医療・福祉・まちづくり等の各分野にまたがる関連施策の連携を図り、総合的な方針を示しています。
- 「外に出かけたくなるまち」では、「まちのやさしさいっぱい作戦」として「誰もが自由にまちの中を移動できる環境の整備」を掲げ、「まちのバリアフリー化」や「公共交通網の整備」を位置付けています。
- 「さまざまな活動に参加して人々とふれあう喜びが感じられること、買物など生活に必要なことを自分一人ですることなど、すべての市民がこうした普通の日常生活を送ることができるためには、高齢者も障がい者も、誰でも自分の意思で自由に外出できる環境整備が必要」として、「さらに外出しやすい環境づくりを進めるために、バリアフリー化された歩道のネットワーク化を進める」、「車を運転しない市民にとって重要な移動手段となる公共交通の充実を図るために、便利で使いやすい公共交通の体系を目指す」としています。

3-4. 尾張旭市環境基本計画

- 平成35年度を目標年次とする尾張旭市環境基本計画は、「環境を考え ともにつくる 私たちのまち」を望ましい環境像として位置付け、今ある環境を将来の世代により良くしながら継承し、誰もが健康で快適な市民生活を営むために、市、市民・市民団体、事業者が協力し、環境に配慮した総合的な取り組みを示すことを目的として、「教育・学習」、「ごみ」、「地球環境」、「自然環境」そして「生活環境」の各分野の施策を掲げています。
- 「地域で地球を考えるまちづくり」に関する目標では、「自動車による負荷の削減」として、「公共交通網の充実」や「駅・駅周辺施設の充実による公共交通の利用促進」、「幹線道路交通の円滑化」、「ノーカーデー運動の推進」などの施策を掲げており、「公用車の低公害車普及率」を指標に位置付けています。

3-5. 尾張旭市障がい者計画・障がい福祉計画

- 平成24年度から26年度を計画期間とする尾張旭市障がい者計画・障がい福祉計画は、「ともに生きよう！安心して暮らせる共生のまち“尾張旭”～誰もがいきいきと暮らす福祉の街をめざして～」を基本理念として位置付け、「誰もが外出しやすいまちづくり」を実現するための施策として、交通に関する各種取り組みを掲げています。
- 「移動の支援」としては、タクシーチケットの配布などの「公共交通利用助成制度の拡充」、駅のバリアフリー化やバス路線の整備などの「移動手段の確保支援」、そして歩道のバリアフリー化などの「歩道の整備」を掲げています。

3-6. 尾張旭市高齢者保健福祉計画

- 平成24年度から26年度を計画期間とする尾張旭市高齢者保健福祉計画は、「高齢者の笑顔輝く思いやりのまち」を基本理念として位置付け、その実現につなげるための施策として「住み慣れた在宅生活への支援」を掲げています。
- 「自立に向けた生活支援」に関する取り組みとしては、「高齢者タクシー基本料金助成」を掲げており、「高齢者の外出支援事業として最も効果的な事業となるよう改善も視野に入れながら、外出の機会づくりや行動範囲の拡大など、閉じこもりの予防や健康維持に役立つ事業として、推進と周知を図る」としています。

3-7. 尾張旭市地域防災計画

- 平成23年度に改訂された尾張旭市地域防災計画では、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することをその目的として、災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項その他必要な事項について、市、防災関係機関、市民・事業所等が果たすべき責務や役割を定めています。
- 「都市の防災性の向上」として、防災上重要な都市施設である道路の整備を掲げており、「地域安全・交通・緊急輸送対策」としては、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急輸送道路として指定された道路を優先して、復旧作業等を実施することとしています。